住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱い

日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)」における「２　建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書を適用し、算定人員を増減する場合の取扱いを次のとおり定める。

第１　算定人員の変更内容

　　一戸建て住宅（専用住宅に限り、二世帯住宅を除く。以下「住宅」という。）の浄化槽の処理対象人員について、第２に掲げる条件に適合する場合は、５人とすることができる。

第２　適用条件

　　以下のすべての条件に適合すること。

１　台所及び浴室がそれぞれ１箇所以内であること。

２　実居住人員及び将来の居住人員見込みが５人以下であること。

３　使用水量の見込みが１日あたり１，０００リットル以下であること。

４　住宅の延べ面積（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積）が２００㎡以内であること。

第３　書類の提出

　１　設置者は（別紙１）に（別紙２）を添えて市町村長に提出する。市町村長は（別紙２）の内容で支障ない場合は受付印を押印して返却する。これを（別紙２’）とする。設置者は、浄化槽設置届出書に（別紙２’）を添付して、関係機関へ提出する。

２　設置者が市町村長である場合、市町村長は浄化槽設置届出書に（別紙３）を添付して、関係機関へ提出する。

第４　適用日

　　本取り扱いは、平成２３年６月１日から適用する。